

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

### 香川県人事委員会規則第11号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 略</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の93以上100分の150以下</u>（第5条の2に規定する管理又は監督の地位にある職員（以下「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の119以上100分の190以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の82.5以上100分の93未満</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の105.5以上100分の119未満</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の72</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の92</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の72未満</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の92未満</u>）</p> <p>2 略</p> <p>第15条 略</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の35超</u>（特定管理職員にあつては、</p> | <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 給与条例第4条第12項に規定する再任用職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第14条の8第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の102.5以上100分の165以下</u>（第5条の2に規定する管理又は監督の地位にある職員（以下「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の128.5以上100分の205以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の91以上100分の102.5未満</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の114以上100分の128.5未満</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の79.5</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の99.5</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の79.5未満</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の99.5未満</u>）</p> <p>2 略</p> <p>第15条 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の37.5超</u>（特定管理職員にあつては、</p> |

100分の45超)

(2) 勤務成績が良好な職員 100分の35 (特定管理職員にあっては、100分の45)

(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の35未満 (特定管理職員にあっては、100分の45未満)

2 略

(端数計算)

第18条 略

100分の47.5超)

(2) 勤務成績が良好な職員 100分の37.5 (特定管理職員にあっては、100分の47.5)

(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の37.5未満 (特定管理職員にあっては、100分の47.5未満)

2 略

(端数計算)

第18条 略

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 給与条例附則第5項第3号に規定するそれぞれその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(給与条例第14条の5第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に第5条の3第2項に定める割合を乗じて得た額(第5条の4第1項に定める職員(以下この号において「管理監督職員」という。)にあっては、その額に、給料月額に同条第2項に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)(給与条例附則第5項第1号の最低号給に達しない場合にあっては、同項第3号に規定するそれぞれその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額(同項第1号の給料月額減額基礎額をいう。以下この号において同じ。)及びこれに対する地域手当の月額の合計額(給与条例第14条の5第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に第5条の3第2項に定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に第5条の4第2項に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)

(2) 給与条例附則第5項第4号に規定する勤勉手当減額対象額(同項第1号の最低号給に達しない場合にあっては、同項第4号に規定する勤勉手当減額基礎額)

別表第1 (第5条の2、第5条の4関係)

| 職 | 割合 |
|---|----|
| 略 |    |
| 略 | 略  |

別表第1 (第5条の2、第5条の4関係)

| 職 | 割合      |
|---|---------|
| 略 |         |
| 略 | 100分の20 |

|          |  |
|----------|--|
| ミュージアム館長 |  |
| 図書館長     |  |
| 地域監      |  |
| 略        |  |

|          |  |
|----------|--|
| ミュージアム館長 |  |
|          |  |
|          |  |
| 略        |  |

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。